

歯09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ゴム製研磨材（コード：70903000）

ジルコセラ

【形状・構造及び原理等】

合成ゴム、炭化ケイ素、ダイヤモンド砥粒から成る作業部と、ステンレス製の軸からなる研磨材。歯科用電動駆動装置に接続し、作業部を被研磨物に接触させる歯科用研磨材である。

【使用目的又は効果】

セラミックス、ジルコニアなどの補綴修復物の研磨に用いる。

【使用方法等】

- 1)本品を歯科用電気駆動装置に装着する。
- 2)回転させて振れがないかを確認する。
- 3)ソフトタッチで断続的に被研磨物に押し当てて研磨する。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- ・製品の被包に記載されている最大回転数を超えて使用しないこと。
- ・損傷、変形（錆、表面キズ、曲がり、汚染）等のあるものは使用しないこと。
- ・歯科用電気駆動装置の取扱説明書に従い、バーを確実に奥まで装着したことを確認してから使用すること。
- ・形状によっては、折れたり、曲がったりすることがあるので、無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。
- ・安全の為に、保護眼鏡を使用すること。
- ・作業中に異常音が発生したり、激しく振動するような場合、破損が疑われる場合は直ちに作業を停止すること。
- ・本品は高速回転で使用されるため、使用中に破折する可能性があるので十分に注意すること。

【使用上の注意】

- 1)破損、折損等の原因となるので、本品に対する曲げ・切削、打刻（刻印）等の二次的加工（改造）は絶対に行わないこと。
- 2)破折等の原因となるため、強い衝撃を与えないように丁寧に扱うこと。
- 3)目の損傷を防ぐために、保護眼鏡などを使用すること。もし本品または切削屑が目に入ったときは、すぐに多量の流水で洗浄し、眼科医の診断を受けること。

【保管方法及び有効期間等】

- 1)水分、腐食性薬剤及びその蒸気の暴露を避けて、外圧（物理的負荷）及び汚染を受けないように保管すること。
- 2)「もらいさび」を防ぐため、錆びている器具と一緒に保管しないこと。

【保守・点検に係る事項】

- 1)使用前・使用後に損傷、変形(錆、表面キズ、曲がり)、汚染等がないかを確認し、これらがある時は使用しないこと。
- 2)洗浄・消毒の際には、塩素系消毒剤は、使用しないこと。また、洗浄剤、消毒剤については、各製造業者の指示に従い、正しく使用すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

株式会社 ピーディーアール

愛知県名古屋市中白区原4-106